

# 笠島地区現況調査及び事業方針検討業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

この要領は、丸亀市が実施する「笠島地区現況調査及び事業方針検討業務委託」において、公募型プロポーザル方式により業務受託候補者を選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 笠島地区現況調査及び事業方針検討業務委託
- (2) 業務内容 別紙「笠島地区現況調査及び事業方針検討業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 丸亀市の指名競争入札参加資格者名簿（物品・役務提供）に登録された者
- (2) 令和3年度から令和7年度までの5年間で地方公共団体における「調査および事業方針支援」の業務実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結の日までの期間に、丸亀市指名停止等措置要綱（平成17年3月22日訓令第50号）による指名停止を受けている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税（丸亀市内に事業所を有する場合は市税も含む。）に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請を受けていないこと。

## 4 スケジュール

公募開始	令和8年6月23日（火）
質問書の提出締切	令和8年6月29日（月）
質問書に対する回答	令和8年7月3日（金）
参加表明書等の提出締切	令和8年7月7日（火）

参加資格確認結果通知	令和8年7月17日（金）
企画提案書等の提出締切	令和8年7月24日（金）
ヒアリング審査	令和8年7月30日（木） ～8月4日（火）の間で後日通知
審査結果通知	審査終了後一週間程度で通知
契約締結日	令和8年8月中旬を予定

## 5 質問の受付及び回答

### (1) 方法

本提案公募に関する質問は、質問書（様式4）を使用し、「笠島地区現況調査及び事業方針検討業務委託に係る提案公募について」という件名にて、電子メールで提出すること。なお、電話及び口頭、持参、FAXによる質問は受け付けない。必ず着信を確認すること。

### (2) 提出先

丸亀市文化財保存活用課 担当：坂田、小山

メールアドレス：bunkazai-k@city.marugame.lg.jp

### (3) 質問の受付期限

令和8年6月29日（月） 午後5時まで

### (4) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和8年7月3日（金）までに、丸亀市ホームページで公開する。なお、質問は参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとし、次のような質問に対しては回答しない。

- ア 本提案公募要領に対する質問者の明らかな誤読
- イ 本提案公募に関する意見
- ウ 質問者が提案しようとする内容についての是非を問うもの
- エ 本提案公募要領に対する質問であっても、自ら判断又は調査すべきもの
- オ 本提案公募に関係しないもの

## 6 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各1部ずつ提出すること。なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本提案公募に参加することができない。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2） ※必要に応じて会社概要を示すパンフレット等を添付
- ウ 業務実績書（様式3）
- エ 国税及び地方税（丸亀市に事業所を有する場合は市税も含む。）に未納がないことを証する書類
- オ 登記事項証明書又は写し（発行後3か月を超えないもの）

### (2) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵送方法に限る）により提出すること。  
なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

※ 持参の場合は午前9時から午後5時まで（土日祝日を除く）受付

(3) 提出先

〒763-0025

丸亀市一番丁城内（丸亀市立資料館内）

丸亀市教育部文化財保存活用課（担当：坂田、小山）宛

(4) 提出期限

令和8年7月7日(火) 午後5時まで（必着）

## 7 提案資格の確認

参加申込書等の受付締切後、参加資格の審査を行い、参加資格の有無について、  
令和8年7月17日(金)までに電子メールで通知する。

（正式文書は後日郵送する）

## 8 企画提案書及び参考見積書の提出

(1) 本提案公募への参加資格を有された者は、次のア～エまでの書類を提出すること。

ア 提案書（様式5）

イ 企画提案書

仕様書及び評価基準書を参照し、企画提案書を提出すること。

※企画提案書の様式については下記書式を遵守していれば自由とする。

- ・用紙サイズ：A4（向きは縦・横自由）
- ・文字サイズ：10.5ポイント以上
- ・印刷：両面印刷で、カラー・白黒は問わない
- ・記号、略称等の使用：初出の箇所に記号、略称等の説明を記述し、審査者が十分に理解できるように配慮すること。

ウ 見積書（様式6）

エ 実施体制・配置予定者調書（様式7）

(2) 提出部数

7部（正本1部、副本6部）

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る郵送方法に限る）により提出すること。

なお、消印有効ではなく、提出期限必着とする。

(4) 提出先

〒763-0025

丸亀市一番丁城内（丸亀市立資料館内）

丸亀市教育部文化財保存活用課（担当：坂田、小山）宛

(5) 提出期限

令和8年7月24日(金)午後5時（必着）

※期限までに提出のない場合は辞退とみなす

## 9. 提案者に対するヒアリング

次により企画提案に係るヒアリング（プレゼンテーションを含む）を実施する。

### (1) ヒアリングの予定日

令和8年7月30日（木）～8月4日（火）で調整中

※正式な日時・場所等は、後日、電子メールにて連絡する。

### (2) ヒアリングの実施要領

ア ヒアリングは1提案者ずつ実施し、1提案者の持ち時間はプレゼンテーション20分以内（機器の設置時間は除く）、質疑応答10分程度の合計30分程度とする。

プレゼンテーションの順番は参加表明書を受理した順番とする。

プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。

イ ヒアリング時の追加資料の配付は禁止する。

ウ プレゼンテーションでは、提出した企画提案書等に沿って説明を行うこと。

エ プレゼンテーションにパソコン等の機器を使用する場合は、提案者で用意すること。

プロジェクター・スクリーンは市が準備する。

## 10. 評価基準

企画提案書等及びヒアリングの内容に関する評価は、次表の評価基準により行う。

評価項目ごとに、プロポーザル委員会委員がそれぞれ判定し評価点を付す。

<評価基準>

No.	項目	基準	配点
1	業務実績	類似する業務（文化財保存活用、地域活性化に関する調査・計画策定・方針検討等）の実績が十分であるか。	10
2	実施体制	本業務を実施するうえで、専門性を有し、適切な人員配置・役割分担となっているか。	10
3	業務理解	本業務の目的及び笠島地区地区の特性を十分理解した提案となっているか。	10
4	企画性	企画コンセプトやアピールポイント等が明瞭かつ適格に示されているか。	20
5	具体性	現況把握・課題抽出に向けた調査及び方向性の検討に係る手法等が具体的に示されているか。	20
6	計画性	業務が円滑かつ効果的に実施できるスケジュールが示され実行性の高い提案となっているか。	20
7	独創性	地域特性を踏まえた独自提案や新たな価値創出の視点があるか。	10
合計			100

## 11. 審査・受託予定者の決定方法

## (1) 審査

10. 評価基準に基づき、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容についての審査、採点を行い、提案評価第1位となった提案者を本業務の受託予定者として、契約締結に関する交渉を行う。ただし、総評価点数が満点の60%未満の者は、受託候補者として特定しない。また、受託予定者に契約を締結することができない何らかの事由が発生した場合は、提案評価第2位となった提案者から順に繰り上げて特定の相手方として、交渉を行う。なお、参加申込者が1者の場合であっても上記審査により受託候補者の選定を行う。

## (2) 審査結果の通知

審査結果については、提案公募に参加した事業者に文書及び電子メールで通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

## 12. 契約

受託予定者と当該業務について協議を行い、改めて見積書を徴収する。その後、契約書を作成し、契約を締結する。

- (1) 内容 契約の詳細については、仕様等協議のうえで確定する
- (2) 契約方法 随意契約

## 13 決定の取り消し

参加者及び受託予定者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、提案公募の参加資格又は受託予定者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、審査員等に提案公募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (4) 「12 契約」の協議が不調となった場合

## 14. その他

- (1) 本提案公募への参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出期限以降における提案書等の内容変更等は一切認めない。
- (4) 提出物は、委託先の選定以外に無断で使用しない。
- (5) 参加者が1者のみであった場合でも、本提案公募を有効として取り扱うこととする。

## 15. 情報公開基準

丸亀市プロポーザル方式取扱規程に基づき、情報公開基準は以下のとおりとする。

対象文書名	受託候補者特定前	受託候補者特定後	契約締結後		
			契約の相手方に係る情報	契約の相手方以外の提案者に係る情報	左のいずれにも該当しない情報
要領及び企画提案書提出	○	○	-	-	○

要請書					
提案者名 (公募型プロポーザルにあ っては参加表明者も含 む。)	×	○	○	○	-
(提案書類) 企画提案書	×	×	× (開示請求の 場合△)	×	-
(提案書類) 見積書	×	×	× (開示請求の 場合△)	×	-
(提案書類) その他提出書類	×	×	× (開示請求の 場合△)	×	-
採点表(合計点数のみ)	×	×	○	○ (事業者が特定でき ない形で公開する。)	-
採点表(評価項目ごと)	×	×	○	× (本人からの開示請 求の場合○)	-
委員名簿	×	×	-	-	× (委員構成は ○)

(注) ○：開示 △：一部非開示情報を含む。 ×：非開示

※「一部非開示情報」とは、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などをいう。

#### 16 担当部署及び問合せ先

〒763-0025 丸亀市一番丁城内(丸亀市立資料館内)

丸亀市教育部文化財保存活用課(担当：坂田、小山)宛

電話番号：0877-22-6278

メールアドレス：bunkazai-k@city.marugame.lg.jp